

令和5年6月19日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、名古屋大橋ボクシングジム（以下「名古屋大橋ジム」という）所属ボクサーである秋山星也（ライセンスNo.49520）選手を令和5年6月17日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 名古屋大橋ジム秋山星也選手は、令和5年6月18日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は秋山星也選手を令和5年6月17日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 2 号に基づき、名古屋大橋ジムのマネージャーである大橋彩恵（ライセンスNo.47203）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、大橋彩恵が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション